

元号改正に伴う関係条例の整備について

総務課

1 趣旨

2019年5月1日より新元号となることに伴い、条例の規定中、平成の元号で表記されているもの(平成32年、平成32年度等)について、それぞれに相当する新元号となるよう条例整備を行うもの。

2 該当条例

名称	番号
琴浦町税条例	平成16年琴浦町条例第57号
琴浦町介護保険条例	平成18年琴浦町条例第7号
琴浦町南荒神団地集会所条例	平成25年琴浦町条例第33号
琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	平成26年琴浦町条例第32号
消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例	平成31年3月定例議会上程中

3 今後のスケジュール

(1) 2019年4月1日 新元号発表、専決処分予定

議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について(平成20年議会告示第1号)第5項に該当するものとして専決処分を行う。

※条文抜粋

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中、次に掲げる事項を町長において専決処分すべき事項として指定する。

1～4 略

5 法令の制定、改正又は廃止に伴い、当該法令の条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定を整理するため、条例を改正すること。(平成27年3月20日琴浦町議会告示第1号)

(2) 2019年5月1日 新元号開始、条例施行